

鶴ヶ島市学校給食物資の見積合せ等に参加する業者の登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴ヶ島市学校給食物資の購入に関する要綱第5条に基づき、学校給食物資の見積合せ等に参加する業者の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 登録を希望する業者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 経営規模

- ア 安定した営業を行い、相当の実績を上げていること。
- イ 常時営業を続けていること。
- ウ 工場、販売店舗等固定した営業設備を有し、電話設備があること。

(2) 信用状況

- ア 過去の営業経歴から信用性があり、経営状態が良好であること。
- イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- ウ 引き続いて2年以上その営業に従事していること。
- エ 法人にあっては、法人税、法人住民税及び事業用資産に係る固定資産税の滞納がないこと。
- オ 個人にあっては、個人住民税及び自己資産に係る固定資産税の滞納がないこと。

(3) 衛生状況

- ア 食品衛生監視員による食品衛生監視票又は食品衛生監視指導・立入検査票等における採点成績が原則として90点以上であること。
- イ 製造加工業者については、衛生上必要とされる材料倉庫、製品置場、冷凍冷蔵設備等の施設設備があること。
- ウ 冷凍又は冷蔵の必要がある学校給食物資については、輸送時において適切な温度管理が可能であること。
- エ 従業員の健康管理が十分に行われていること。

(4) 供給能力

- ア 学校給食物資を市が指定する日時及び場所に納入することのできる輸送能力を有すること。

(登録申請)

第3条 登録を希望する業者は、次に掲げる書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 様式第1号の学校給食物資納入業者登録申請書
- (2) 様式第2号の学校給食物資納入希望品目一覧表
- (3) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項及び都道府県の食品衛生に関する条例の規定による営業許可証の写し又は同法第57条第1項の規定による営業届の写し
- (4) 食品衛生監視員による食品衛生監視票又は食品衛生監視指導・立入検査票等の写し
- (5) 営業経歴書
- (6) 法人にあっては、商業・法人登記簿謄本(登録申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。)
- (7) 印鑑証明書(登録申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。)
- (8) 前条第2号エ又はオに係る納税証明書
- (9) 会社案内図
- (10) 学校給食物資納入ルートの概要

(申請受付)

第4条 登録申請の受付は隔年で実施することとし、受付期間は市長が公表した期間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該登録申請を実施した年の翌年においても実施することができるものとする。

(審査)

第5条 審査は、原則として書類審査とする。ただし、必要に応じて事業所等の現地調査を実施する。

(登録及び通知)

第6条 市長は、前条の審査の結果、学校給食物資の納入に適していると判断した業者を登録し、その結果を当該業者に対して書面により通知する。

2 登録しない場合は、その旨を当該業者に対して書面により理由を明示し、通知しなければならない。

(登録期間)

第7条 登録の期間は2年とする。ただし第4条ただし書に規定する年に、登録した者

については、1年とする。

(登録の停止又は取消)

第8条 登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、登録を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 鶴ヶ島市学校給食物資の購入に関する要綱の規定又は市長の指示に再三にわたって違反したとき。
- (2) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (3) 刑事事件に関し起訴され、又は告発されたとき。
- (4) 監督庁の命令により、業務の執行を停止されたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 登録申請事項に虚偽があることが明らかになったとき。
- (7) 不良品等、学校給食物資に著しい瑕疵が見受けられたとき。
- (8) その他不適格と認められる事由が生じたとき。

(変更届)

第9条 登録業者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに様式第3号の鶴ヶ島市学校給食物資納入業者登録変更届を提出しなければならない。

(管理)

第10条 市長は、登録業者の事業状況を把握するため、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び都道府県の食品衛生に関する条例の規定による営業許可証の写し
- (2) 食品衛生監視員による食品衛生監視票及び食品衛生監視指導・立入検査票等の写し

(登録業者の責務)

第11条 登録業者は、常に学校給食の重要性を認識し、契約事項を遵守し、誠意を持って業務を遂行しなければならない。

(登録業者の報告及び届出事項)

第12条 登録業者は、その代表者及び従業員（登録業者が個人の場合にあっては、その家族を含む。以下この条において同じ。）の中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項又は第4

項の規定による感染症が発生した場合は、医師の診断書を添えて直ちに市長に報告しなければならない。

- 2 登録業者のうち、その月に学校給食物資を納入する者は、その代表者及び従業員（登録業者が個人の場合にあつては、その家族を含む。）並びに主として配送業務に従事する者の細菌（赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌血清型O157）の検査を納入する月の前月の十分な時期に1回以上行い、市長に検査成績表の写しを速やかに提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

住 所
事業主 氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

学校給食物資納入業者登録申請書

鶴ヶ島市学校給食センターに学校給食物資を納入したいので、学校給食物資納入業者登録申請書に関係書類を添えて申請します。

1	事業所 所在地				
2	会社名 又は屋号		3	代表者 職・氏名	
4	業務形態		5	資本金	円
			6	前年度売上高	円
7	開業 年月日		8	担当部署 担当者名	
9	従業員数	男性	人（うち臨時社員 人）		
		女性	人（うち臨時社員 人）		
		合計	人（うち臨時社員 人）		
10	電話・ FAX 番号	電話番号（代表） 電話番号（直通） FAX 番号			

様式第2号（第3条関係）

学校給食物資納入希望品目一覧表

[illegible]

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

住所
事業主 氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

鶴ヶ島市学校給食物資納入業者登録変更届

鶴ヶ島市学校給食物資納入に係る登録内容に関し、下記のとおり変更があったので、
届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

届 出 事 務 担 当 者	担 当 部 署		電 話 番 号	
	担 当 者 名		F A X 番 号	